

**【表紙】**

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成23年3月15日
- 【発行者名】** ハチソン・ポート・ホールディングス・マネジメント・ピーティーイー  
・リミテッド  
(Hutchison Port Holdings Management Pte. Limited)
- 【代表者の役職氏名】** 執行取締役 イブ・シン・チー  
(IP Sing Chi, Executive Director)
- 【本店の所在の場所】** シンガポール 048623、ラッフルズ・プレイス50、シンガポール・ランド・  
タワー #32-01  
(50 Raffles Place, #32-01 Singapore Land Tower, Singapore  
048623)
- 【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 中島 徹  
弁護士 小西 真機
- 【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所
- 【事務連絡者氏名】** 弁護士 山下 淳  
弁護士 木村 聡輔  
弁護士 松井 さやか
- 【連絡場所】** 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所
- 【電話番号】** 03-3288-7000
- 【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】** ハチソン・ポート・ホールディングス・トラスト  
(Hutchison Port Holdings Trust)
- 【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】** 264,620,000米ドル(約21,709百万円)
- 上記の円貨金額は、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2011年2月1日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=82.04円の換算率に基づいて計算されている。
- 【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成23年2月28日提出の有価証券届出書（平成23年3月9日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、募集価格等が平成23年3月14日（シンガポール時間）に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を訂正するものであります。

**【訂正事項】****第一部 証券情報**

- （1）ファンドの名称
- （3）発行（売出）価額の総額
- （4）発行（売出）価格
- （7）申込期間
- （9）払込期日
- （12）その他

**【訂正箇所】**

訂正箇所には下線を付しております。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

< 訂正前 >

（前略）

「価格決定日」とは、2011年3月14日頃（シンガポール時間）の本オファリングのための募集価格が決定される日を意味する。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

「価格決定日」とは、本オファリングのための募集価格が決定された2011年3月14日（シンガポール時間）を意味する。

（後略）

### （３）【発行（売出）価額の総額】

< 訂正前 >

発行価額の総額：3,601,193,550米ドル（約295,442百万円）

（注１）上記の発行価額の総額は、下記の本オファリングによる本受益証券の発行数に基づき、募集価格が、下記「（４）発行（売出）価格」に記載の仮条件の中間値（１口当たり0.995米ドル）に等しいと仮定して算出した見込額である。上記の円貨金額は、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2011年2月1日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である１米ドル＝82.04円の換算率に基づいて計算されている。

（注２）本書により企図されている日本における上場を伴わない公募（以下「日本募集」という。）は、国際募集の一部を構成し、国際募集は本オファリングの一部を構成する。本オファリングは、（ ）国際募集および（ ）シンガポール公募から構成される。詳細については、下記「（12）その他 - 3 . 日本以外における募集 - 本オファリング」を参照のこと。本オファリングによる本受益証券の発行数は、3,619,290,000口（予定）であるが、これには本スポンサーが安定操作取引実施者に付与したオーバーアロットメント・オプションの行使によりオファーされる本受益証券は含まれない。日本募集における発行価額の総額および募集口数は、価格決定日の前まで続けられる本オファリングにおける本受益証券の取得に対する投資家の需要状況を募るブックビルディングの結果を勘案し、価格決定日の直後に決定される予定である。したがって、日本募集における本受益証券の発行価額の総額および募集口数は、上記の発行価額の総額および発行数と大幅に異なる場合がある。

< 訂正後 >

発行価額の総額：264,620,000米ドル（約21,709百万円）

（注１）上記の発行価額の総額は、下記の本募集における募集口数に基づく日本募集における発行価額の総額である。上記の円貨金額は、便宜上、株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2011年2月1日現在における対顧客電信直物売買相場の仲値である１米ドル＝82.04円の換算率に基づいて計算されている。

(注2) 本書により企図されている日本における上場を伴わない公募（以下「日本募集」という。）は、国際募集の一部を構成し、国際募集は本オファリングの一部を構成する。本オファリングは、( )国際募集および( )シンガポール公募から構成される。詳細については、下記「(12) その他 - 3 . 日本以外における募集 - 本オファリング」を参照のこと。日本募集における募集口数は、262,000,000口である。本オファリングによる本受益証券の発行数は、3,795,549,200口であるが、これには本スポンサーが安定操作取引実施者に付与したオーバーアロットメント・オプションの行使によりオファーされる本受益証券は含まれない。

#### (4) 【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

本受益証券1口当たり(未定)米ドル（募集価格）

(注1) 募集価格は、仮条件に基づくブックビルディングの後、価格決定日に、ジョイント・ブックランナーおよび本トラスティ・マネジャーの合意により決定される。仮条件は、0.91米ドル（最低募集価格）から1.08米ドル（最高募集価格）の間である。日本募集の募集価格は、本オファリングの募集価格と同額である。

価格決定日は、市場状況を勘案して、1週間を超えない範囲で繰り上げられるかまたは繰り下げられることがある。

(注2) 募集価格および当該価格の決定に伴い連動して訂正される事項、すなわち日本募集における募集口数、発行価額の総額、価格決定日、本オファリングによる本受益証券の発行数およびその内訳（優先募集に関する保証分および追加受益証券を含む。）、オーバーアロットメント・オプションの行使によりオファーされる本受益証券の数、引受、販売および幹事手数料ならびにインセンティブ・フィー（募集価格と併せて、これらを以下「募集価格等」と総称する。）は、有価証券届出書の効力発生後、申込期間の最終日まで、大和証券株式会社のウェブサイト（<http://www.daiwa.jp>）およびみずほ証券株式会社のウェブサイト（<http://www.mizuho-sc.com/information/index.html>）（以下「ウェブサイト」と総称する。）において、且つ申込期間の初日付の日本経済新聞（ウェブサイトとともに、以下「新聞等」と総称する。）において公表される。この場合、募集価格等に関する目論見書訂正事項分の交付が省略される場合がある。ただし、価格決定日後に提出される訂正届出書において募集価格等以外の事項の記載が訂正される場合には、投資家に目論見書訂正事項分が交付され、上記の新聞等における公表は行わない。

< 訂正後 >

本受益証券1口当たり1.01米ドル（募集価格）

(注1) 日本募集の募集価格は、本オファリングの募集価格と同額である。

(注2) 募集価格、日本募集における募集口数、発行価額の総額、価格決定日、本オファリングによる本受益証券の発行数およびその内訳（優先募集に関する保証分および追加受益証券を含む。）、オーバーアロットメント・オプションの行使によりオファーされる本受益証券の数、引受、販売および幹事手数料ならびにインセンティブ・フィー（募集価格と併せて、これらを以下「募集価格等」と総称する。）は、有価証券届出書の効力発生後、申込期間の最終日まで、大和証券株式会社のウェブサイト（<http://www.daiwa.jp>）およびみずほ証券株式会社のウェブサイト（<http://www.mizuho-sc.com/information/index.html>）（以下「ウェブサイト」と総称する。）において、且つ申込期間の初日付の日本経済新聞（ウェブサイトとともに、以下「新聞等」と総称する。）において公表される。したがって、募集価格等に関する目論見書訂正事項分の交付は省略される。

#### (7) 【申込期間】

< 訂正前 >

2011年3月16日から2011年3月17日まで

（注）上記の申込期間は、価格決定日の変更に応じて、1週間を超えない範囲で繰り上げられるかまたは繰り下げられることがある。

< 訂正後 >

2011年3月16日から2011年3月17日まで

（9）【払込期日】

< 訂正前 >

2011年3月18日

（注）払込期日は、1週間を超えない範囲で繰り上げられるかまたは繰り下げられることがある。

< 訂正後 >

2011年3月18日

（12）【その他】

< 訂正前 >

（前略）

### 3．日本以外における募集

#### 本オファリング

本トラスティー・マネジャーは、HPHトラストにおける不可分持分を表章する3,619,290,000口（予定）の本受益証券につき募集価格で募集を行う。本オファリングは、（ ）シンガポールの機関投資家およびその他の投資家を含む投資家に対する募集、ハチソン・ワンポア・リミテッド（Hutchison Whampoa Limited）（以下「HWL社」という。）の条件を満たす株主に対して行われる優先募集、および日本募集を含む本受益証券3,434,105,000口（予定）の国際募集、ならびに（ ）本受益証券185,185,000口（予定）のシンガポールにおける公募により構成される。本受益証券は、本トラスティー・マネジャーと協議の上、ジョイント・ブックランナーの裁量により、適用ある法令に従い国際募集とシンガポール公募との間で再配分されることがある。

（中略）

本スポンサーは、国際引受会社およびシンガポール引受会社に対し、本オファリングに関するその業務の対価として、本受益証券の売却による売却代金総額の2.75%（予定）に相当する引受、販売および幹事手数料を支払う。また、本スポンサーは、ジョイント・ブックランナー、国際引受会社およびシンガポール引受会社またはそれらのいずれかに対して、売却代金総額の0.75%（予定）を上限として、本スポンサーがその単独の裁量により決定する金額および割合で、インセンティブ・フィーを支払う場合がある。

（中略）

#### 優先募集

（中略）

本トラスティー・マネジャーは、条件を満たすHWL社の各株主に、2011年3月3日（以下「基準日」という。）時点で当該株主が保有しているHWL社の株式の各取引単位につき本受益証券100口を確実に認められる前提で申込むことができる権利を付与するために425,810,400口（予定）の本受益証券（以下「保証分」という。）を用意する。条件を満たすHWL社の株主により権利が行使されない保証分の本受益証券（以下「余剰受益証券」という。）は、本トラスティー・マネジャーにより以下の記載を基準にして配分される。

（中略）

（ ）超過申込分が余剰受益証券を上回る場合、本トラスティー・マネジャーは、本受益証券の超過申込分に応じるために、425,810,400口（予定）を上限とする追加の本受益証券（以下「追加受益証券」という。）を用意する。余剰受益証券および追加受益証券は、本受益証券の超過申込みを行った条件を満たすHWL社の株主に対して、公正かつ合理的に配分され、また実務上可能な限り、（1）本受益証券の取引単位未満の端数を取引単位にまで満たすような申込みが優先され（ただし、当該仕組みの濫用を意図して申込みが行われていないことに本トラスティー・マネジャーが満足していることを条件とする。）、（2）上記(1)の配分後に超過申込分があれば、本受益証券の超過申込みを行った条件を満たすHWL社の株主に対して、超過申込数に応じて比例配分され、最善の努力をもって取引単位を構成するようにされる。ノミニーを通じてHWL社の株式を保有するHWL社の実質株主は、本トラスティー・マネジャーが、HWL社の株主名簿に従って当該ノミニーを唯一のHWL社の株主とみなすことに留意すべきである。したがって、HWL社の株主は、超過申込分の配分に関する上記(1)の配分調整は、個々のHWL社の実質株主には適用されないことに留意すべきである。

（中略）

#### オーバーアロットメントおよび安定操作

本スポンサーは、安定操作取引実施者に対し、国際引受会社のために、本スポンサーから本受益証券539,951,000口（予定）を上限として1口当たり募集価格で取得するオーバーアロットメント・オプションを付与する。安定操作取引実施者（またはその代理人）は、適用法令（シンガポール証券先物法および同法に基づく諸規則を含む。）に従って、シンガポール証券取引所における本受益証券の取引開始日から、（ ）その後30日目の日、（ ）安定操作取引実施者が、安定操作を行うために、シンガポール証券取引所において、合計で上記口数の本受益証券を買い入れた日、または（ ）募集価格を適切に公表した日から30日目の日のうち最も早い日まで、オーバーアロットメント・オプションの全部または一部を一回または複数回にわたって行使することができる。オーバーアロットメント・オプションの行使により、発行済本受益証券総数は増加しない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

### 3. 日本以外における募集

#### 本オファリング

本トラスティー・マネジャーは、HPHトラストにおける不可分持分を表章する3,795,549,200口の本受益証券につき募集価格で募集を行う。本オファリングは、( )シンガポールの機関投資家およびその他の投資家を含む投資家に対する募集、ハチソン・ワンポア・リミテッド(Hutchison Whampoa Limited)(以下「HWL社」という。)の条件を満たす株主に対して行われる優先募集、および日本募集を含む本受益証券3,610,364,200口の国際募集、ならびに( )本受益証券185,185,000口のシンガポールにおける公募により構成される。本受益証券は、本トラスティー・マネジャーと協議の上、ジョイント・ブックランナーの裁量により、適用ある法令に従い国際募集とシンガポール公募との間で再配分されることがある。

(中略)

本スポンサーは、国際引受会社およびシンガポール引受会社に対し、本オファリングに関するその業務の対価として、本受益証券の売却による売却代金総額の2.75%に相当する引受、販売および幹事手数料を支払う。また、本スポンサーは、ジョイント・ブックランナー、国際引受会社およびシンガポール引受会社またはそれらのいずれかに対して、売却代金総額の0.75%を上限として、本スポンサーがその単独の裁量により決定する金額および割合で、インセンティブ・フィーを支払う場合がある。

(中略)

#### 優先募集

(中略)

本トラスティー・マネジャーは、条件を満たすHWL社の各株主に、2011年3月3日(以下「基準日」という。)時点で当該株主が保有しているHWL社の株式の各取引単位につき本受益証券100口を確実に認められる前提で申込むことができる権利を付与するために425,810,400口の本受益証券(以下「保証分」という。)を用意する。条件を満たすHWL社の株主により権利が行使されない保証分の本受益証券(以下「余剰受益証券」という。)は、本トラスティー・マネジャーにより以下の記載を基準にして配分される。

(中略)

( ) 超過申込分が余剰受益証券を上回る場合、本トラスティー・マネジャーは、本受益証券の超過申込分に応じるために、36,433,550口を上限とする追加の本受益証券(以下「追加受益証券」という。)を用意する。余剰受益証券および追加受益証券は、本受益証券の超過申込みを行った条件を満たすHWL社の株主に対して、公正かつ合理的に配分され、また実務上可能な限り、(1)本受益証券の取引単位未満の端数を取引単位にまで満たすような申込みが優先され(ただし、当該仕組みの濫用を意図して申込みが行われていないことに本トラスティー・マネジャーが満足していることを条件とする。)、(2)上記(1)の配分後に超過申込分があれば、本受益証券の超過申込みを行った条件を満たすHWL社の株主に対して、超過申込数に応じて比例配分され、最善の努力をもって取引単位を構成するようにされる。ノミニーを通じてHWL社の株式を保有するHWL社の実質株主は、本トラスティー・マネジャーが、HWL社の株主名簿に従って当該ノミニーを唯一のHWL社の株主とみなすことに留意すべきである。したがって、HWL社の株主は、超過申込分の配分に関する上記(1)の配分調整は、個々のHWL社の実質株主には適用されないことに留意すべきである。

（中略）

#### オーバーアロットメントおよび安定操作

本スポンサーは、安定操作取引実施者に対し、国際引受会社のために、本スポンサーから本受益証券539,951,000口を上限として1口当たり募集価格で取得するオーバーアロットメント・オプションを付与する。安定操作取引実施者（またはその代理人）は、適用法令（シンガポール証券先物法および同法に基づく諸規則を含む。）に従って、シンガポール証券取引所における本受益証券の取引開始日から、（ ）その後30日目の日、（ ）安定操作取引実施者が、安定操作を行うために、シンガポール証券取引所において、合計で上記口数の本受益証券を買い入れた日、または（ ）募集価格を適切に公表した日から30日目の日のうち最も早い日まで、オーバーアロットメント・オプションの全部または一部を一回または複数回にわたって行使することができる。オーバーアロットメント・オプションの行使により、発行済本受益証券総数は増加しない。

（後略）